

所 沢 市 長 様

福祉部指定管理者選定委員会
委員長 瀬能 幸則

所沢市立きぼうの園指定管理者候補者認定報告書

下記により、所沢市立きぼうの園の指定管理者候補者として、社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会を認定します。

記

1 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）

2 非公募の理由

知的障害を主たる障害とする利用者に対し継続的な支援が必要であること、利用者と職員との信頼関係や利用者の障害の特性を理解している点が重要であることから、指定管理者に変更があった場合に利用者に及ぼす影響が極めて大きいと考えられる。

また、施設開設当初から長期間にわたって施設の管理運営を行ってきた実績があるとともに、「埼玉県福祉サービス第三者評価」を定期的に受診し、適切にサービスを提供できていると評価されており、サービスの質の面も担保されている。

以上の理由から、「指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドライン」の、公募によらず指定管理者を選定することができる理由③「対応の継続性が特に必要な社会福祉施設等で、現受託団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合」に該当するため、非公募とする。

3 総評価点 970点 / 得点割合：86.0%

(委員1名につき141点/委員8名の総計1,128点満点)

※別紙「指定管理者応募者評価結果集計表」参照

4 総合評価

① 長期の利用者が多く、長年にわたる運営管理の実績は評価できる。また、市の障害福祉施策への理解も深い。

② 利用者の要望や意見を把握した上での対応方法、サービスの質に関する方策は評価できる。

5 附帯意見

引き続き、行政等関係機関との密な連携に努めるとともに、近隣の住民や事業者等、地域との交流を積極的に行うこと。